

ぎふ清流文化プラザの指定管理者指定申請に係る審査結果について

平成30年10月17日

岐阜県環境生活部県民文化局文化創造課

1 施設の概要

名 称	ぎふ清流文化プラザ
所 在 地	岐阜県岐阜市学園町3 - 4 2
設置目的	県民の文化活動及び交流の場を提供し、もって県民文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化に寄与すること。
根拠条例	ぎふ清流文化プラザ条例（平成6年岐阜県条例第4号）

2 指定管理者の募集方法

特定者指名

3 指定管理者の募集期間

平成30年7月17日から平成30年8月17日まで

4 申請団体

申 請 団 体 の 名 称	共 同 体 の 構 成 員 の 名 称
公益財団法人岐阜県教育文化財団	

5 審査基準

審 査 項 目	配 点
施設管理の基本方針	15
類似施設の管理実績	5
利用者サービスの向上	20
施設の維持管理	5
収支計画	15
組織・体制	15
危機管理	10
経営基盤	5
地域連携	10
計	100

6 岐阜県指定管理者審査委員会の開催日

平成30年10月15日

7 審査結果

次のとおり指定管理者候補予定者を決定しました。

<指定管理者候補予定者>

申請団体の名称	主な選定理由
公益財団法人岐阜県教育文化財団	申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められるため。

8 指定管理者の指定

県と指定管理者候補予定者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該指定管理者候補予定者をぎふ清流文化プラザの指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）